Ⅵ．学生生活支援

学生生活（奨学金　他）

本学では、学生の皆さんが安心して充実した学生生活を送ることができるよう、奨学金制度をはじめとする各種経済的支援や生活支援の充実に努めています。学生課を中心に、関係部署が連携し、学修環境の整備や日常生活に関する相談支援を行い、学生一人ひとりの安定した学生生活の実現を支援しています。

（1）奨学金制度

奨学金制度は、学習意欲のある学生に対し、学費や生活費を給付または貸与することにより、経済的負担を軽減するための制度です。日本学生支援機構の奨学金制度が代表的であり、本学では説明会を開催する等、手続きに関する支援を行っています。説明会や必要書類の提出については掲示・メールでお知らせしますので、該当する学生は随時確認してください。そのほか地方公共団体、民間育英事業団（あしなが育英会、交通遺児育英会）、保育士修学支援制度等、様々な奨学金制度があり、成績や家計、人物など募集における選考基準はそれぞれ異なります。内容に関する問い合わせや申請を希望・変更する場合は、学生課または駅前事務室にお申し出ください。

（2）保険制度

学生の授業中、通学中、実習中等の事故に対応するためにいろいろな保険に加入または紹介を行っています。主な内容は以下の通りです。

①　学生教育研究災害傷害保険（本学負担で全員加入）

学生が教育研究活動中、課外活動中、通学中に発生した事故により、身体に傷害を被った場合に適用される保険制度です。本学が保険料を全額負担し、毎年全学生を対象に加入しています。通学中の事故に対する補償も条項に盛り込まれていますので、保険内容や事故発生後の手続き等は、オリエンテーション期間中に学生のみなさんへ配布した「加入者のしおり」を確認し、卒業まで大切に保管してください。

なお、保険請求手続きは、学生課または駅前事務室までお問い合わせください。また、事故発生の場合には必ず上記窓口にご連絡ください。

■　保険が支払われる事故の範囲

【正課中】

講義・実験実習、実技などの授業を受けている間、大学の学習施設において研究活動を行っている間、また、教育実習・インターンシップ実習・他の大学の正課を履修（単位互換特別聴講）している間も含む。ただし、学生の私的生活にかかる場所において、これらに従事している間を除きます。

【学校行事中】

大学の主催する入学式、オリエンテーション、学位授与式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

【上記以外で学校施設にいる間】

大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設にいる間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

【課外活動中】

学内外を問わず、大学が認めている課外活動団体の管理下で行う文化活動または、体育活動を行っている間。ただし、大学が禁じた時間もしくは、場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

【通学中】

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間。

【学校施設等相互間の移動中】

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、大学が教育研究のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

■ 保険金額

【死亡保険金（事故発生後 180 日以内に亡くなった時】

（A）「正課中」「学校行事中」　2,000 万円

（B）「本学施設内」「課外活動中」「通学中・施設間移動中」　1,000 万円

【後遺障害保険金（事故発生後 180 日以内に発生した時】

その程度に応じ

（A）「正課中」「学校行事中」　120～3,000 万円

（B）「本学施設内」「課外活動中」「通学中・施設間移動中」　60～1,600 万円

【医療保険金（医師の治療を受けた時）】

【医療保険金（医師の治療を受けた時)】

<table>
<tr><th colspan="2">※入院加算金については 1 日から対象となります。</th><th>平日の生活ができるようになるまでの治療日数</th><th>支払保険金</th><th>入院加算金
（180 日を限度）</th></tr>
<tr><td colspan="2">正課中・学校行事中
（平常の生活ができるようになるまでの治療日数が 1 日以上の場合が対象となります。）</td><td>治療日数　1 日～3 日</td><td>3,000 円</td><td rowspan="11">入院 1 日につき 4,000 円
（注）入院加算金は、医療保険金に関係なく、入院 1 日目から支払われます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中
（平常の生活ができるようになるまでの治療日数が 4 日以上の場合が対象となります。）</td><td>〃　4 日～6 日</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td>〃　7 日～ 13 日</td><td>15,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">上記以外の学校施設内・学校施設内外での課外活動中
（クラブ活動中）
（平常の生活ができるようになるまでの治療日数が 14 日以上の場合が対象となります。）</td><td>〃　14 日～ 29 日</td><td>30,000 円</td></tr>
<tr><td>〃　30 日～ 59 日</td><td>50,000 円</td></tr>
<tr><td>〃　60 日～ 89 日</td><td>80,000 円</td></tr>
<tr><td>〃　90 日～119 日</td><td>110,000 円</td></tr>
<tr><td>〃 120 日～149 日</td><td>140,000 円</td></tr>
<tr><td>〃 150 日～179 日</td><td>170,000 円</td></tr>
<tr><td>〃 180 日～269 日</td><td>200,000 円</td></tr>
<tr><td>〃 270 日～</td><td>300,000 円</td></tr>
</table>

（注１）　上記の保険金は、生命保険、健康保険、その他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。

（注２）　保険金は、上記金額に限定されているので 2 口以上の加入はできません。

（注３）「治療日数」とは傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数（実際に入院または通院した日数）をいいます。治療機関の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

（注４）「通学中・施設間移動中」の事故は治療日数 4 日以上の場合保険金が支払われます。治療日数が 4 日～6 日のときの支払保険金は 6,000 円となり、7 日以上のときは、上記表の通りとなります。

（注５）同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は 1 日となります。1 日のうちに 2 つの病院へ通院しても、治療日数は 2 日とはなりませんので、ご注意ください。

（注６）通学中の事故に対する補償については、大学の正課、学校行事又は課外活動（クラブ活動）への参加目的をもって、合理的な経路及び方法により住居と学校施設等との間を往復する間をいい、社会人入試を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は勤務先を含みます。

■ 保険金請求手続き

事故発生

↓

●大学担当窓口へ事故報告（学生課、駅前事務室）

●専用のはがきで保険会社に事故報告（30 日以内）

↓

治療期間

↓

保険金請求（書類作成）

① 学生課から保険金請求書類を受け取り、必要事項を記入する。

② 学生課を通し、各種事故証明を受ける。

③ 医師の診断書（治療状況申告書）をもらう。

↓

学生課から、保険会社に書類送付 ← 保険金支払い

事故が発生したら、速やかに学生課に申し出てください。入院等で本人が対応できない場合は、代理人でもかまいません。支払いまでの間、学生課の指示を受けてください。

② 全国保育士養成協議会実習総合補償制度

■ 実習賠償責任保険（本学負担）

実習生が実習中に、実習の対象児（者）または第三者にケガをさせたり、その財物を壊したりして会員校もしくは実習生が法律上損害賠償責任を負った場合に、その負担する損害賠償の実費が支払われる保険です。

補償額

	支払限度額
身体（対人）補償	1 名につき　　1 億円
	1 事故につき　　1 億円
財物（対物）補償	1 事故につき　　1,000 万円

■ 会員校賠償責任保険（本学負担）

実習中のみならず、会員校の施設の欠陥や管理の不備、および指導上のミスによって生じた事故にもとづき、会員校が学生や第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に、会員校の負担する損害賠償の実費が支払われる保険です。

■ 学生総合保険（学生個人負担〈任意〉）

学研災付帯学生生活総合保険（任意加入保険）

本学では、前述のとおり、大学管轄下の教育研究活動中の災害に備え、日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）」に本学が保険料を負担して入学と同時に加入しており、この学研災への保険加入を条件とした同協会の『学研災付帯学生生活総合保険』を推奨しています。

この日本国際教育支援協会が主宰する『学研災付帯学生生活総合保険』は、「学研災」では補償されない学内外におけるケガや病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担分、新型インフルエンザを含む）を補償する他、加害事故時の賠償責任補償（アルバイト中・部活動中を含む）等、学生生活を 24 時間総合的に補償する内容です。
配布済みの保険案内により、取扱代理店もしくは学生課までお問い合わせください。また、この他にも万一の際の補償を行う保険制度が、各保険会社で設定されています。必要と思われる方は、各保険会社へ直接お申し込みください。

（3）アパート紹介
学生課の Web 掲示板で、年度ごと情報を収集し公開しています。
原則として、学生が直接家主または不動産会社と契約することになりますが、不明なことがあれば学生課または駅前事務室に相談してください。

（4）学生相談
学生相談は、みなさんの友人関係または個人の悩み、事件事故の収拾または解決に向けた支援のために行われるものです。また、学生生活の挫折につながる困難があったとき、その解決のための支援を提供します。
本学ではクラスアドバイザーによる個別相談や、学生課や駅前事務室を窓口とする学生生活支援全般の相談の他に、下記のような専門家による相談窓口を設けています。プライバシーは厳守されますので、安心して利用してください。

【医務室】
心身の健康上の問題に関する相談に対して、看護師資格を持ったスタッフが対応します。
● 相談場所…医務室（福島駅前キャンパス４F、宮代キャンパス学生課内）
● 受付時間…福島駅前キャンパス　平日 10：00～16：00
　　宮代キャンパス　平日 9：00～17：00
● 申し込み方法…直接お越しください。

【学生相談室】
学生生活の中で生じる心の問題について、公認心理師・臨床心理士によるカウンセリングが受けられます。
● 相談場所…学生相談室（福島駅前キャンパス４F、宮代キャンパス学生課内）
● 申し込み方法…各キャンパス医務室、学生課、駅前事務室にお申し込みください。日程を調整いたします。

【心理臨床相談センター】
人間関係、性格、学業、将来のこと等、大学生活の中で悩んでいること、家庭・家族に関すること、あるいは何もやる気がしない、不安でたまらない、夜眠れない等、心の健康に関することについて、公認心理

師と臨床心理士によるカウンセリングが受けられます。

- 相談場所…福島駅前キャンパス３F、心理臨床相談センター
- 相談時間…平日 9：00～17：00
- 申し込み方法…完全予約制。各キャンパス医務室、学生課、駅前事務室にお申し込みください。

（5）健康診断

定期健康診断は、毎年度実施することが学校保健安全法によって定められおり、学生生活規程第 8 条で全ての学生に受診が義務づけられていますので、必ず受診するようにしてください。健康診断の結果は後日配布されますが、実習や就職活動、その他確認等で必要になる場合がありますので、各自大切に保管するようにしてください。

（6）障がい学生支援

障害者基本法及び、その他の関係法令の定めに基づき、障がいのある在学生又は入学希望者（以下、障がい学生とする）に対し支援を行うために必要な事項を、以下の基本方針のもとで取り組みを行います。

- 支援対象者

 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他、心身の機能に障害があり、障害者手帳又はこれに準ずる障がいがあることを証明する診断書等を有する者で、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある障がい学生を支援対象とします。

- 支援内容

 入学希望者への支援（入学選考時の配慮など）

 在学生への支援（授業、学生生活、進学・就職への配慮など）

- 相談窓口

 入学希望者は入学広報課、在学生は学生課を相談窓口とします。

- 支援の決定手順

 相談窓口へ相談を申し出た障がい学生に対し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、その結果を学内の障がい学生支援委員会に報告します。障がい学生支援委員会は、当該学生からの支援の申し出に対し、その教育的ニーズと本人の意思を十分尊重した上で、関係科課室と協議し、個別の支援計画を策定します。

 在学生（入学決定者を含む）は学生課及び当該学生の所属学科もしくは研究科、入学希望者は入学広報課より策定した支援計画について十分な説明を行う機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図ったうえで支援を決定します。

- 支援の実施

 具体的支援は、当該学生が所属する学科、研究科が、主たる責任を持って実施します。

- 守秘義務

 個人にかかわる相談内容などの秘密は厳守します。やむを得ない事情により他の機関と情報共有が必要となった場合は事前に本人の了承を得るものとします。

(7) ハラスメント及び性暴力等の防止

学校法人福島学院では、全ての役員、教職員及び学生等が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、ハラスメント及び性暴力等の防止及びハラスメント等が生じた場合の適切な対応に関する規程を定めています。

※詳細は「ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程」を確認してください。

本学がとる対策の概略

STEP	内　　容
STEP-1	ハラスメント等に関する相談または申し立て（以下「相談等」という。）は以下のいずれかで受付ける。学生は、相談等を e-mail、電話等でも申込むことができる。 ・学生課　TEL024-553-5811（ダイヤルイン） ・相談員（今年度の相談員の氏名及び連絡先は、各キャンパスに掲示） ・各学科長 ・クラスアドバイザー ・クラブ顧問 ・その他相談しやすい教員・職員 学籍番号、氏名、相談内容を記載し意見投書ポストを利用することができる。 ・宮代キャンパス……本館 3F・教務課掲示板前 ・福島駅前キャンパス……5F・駅前事務室掲示板前
STEP-2	STEP1 で相談等を聞き取りした者は、速やかに学生部長に報告する。 学生部長は学長に報告し、学長はハラスメント防止委員会を招集する。
STEP-3	ハラスメント防止委員会は、学長を委員長とし、相談等の事実関係の調査を実施し、ハラスメント等の有無の認定を行う。
STEP-4	STEP3 で、委員長の進言に基づき調査が必要と判断した場合または、特段の事情が生じた場合は、当該事案の事実関係を調査するため、ハラスメント調査委員会を設置する。調査委員会は、弁護士、社会保険労務士、学識経験者、理事長等が指名する教職員 2 名により組織する。
STEP-5	学長は、ハラスメント防止委員会またはハラスメント調査委員会の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、就業規則、学則、懲戒規程に基づき、ハラスメント等の行為者に対し、必要な措置を講ずる。
STEP-6	学長は、ハラスメント防止委員会またはハラスメント調査委員会の調査結果を相談等の申立者に通知する。また、ハラスメント防止委員会に当事者に対する措置及び再発防止に係る改善策を検討させる。

(8) 通学

【福島駅前キャンパス】

自転車・バイク・車で通学する場合、特に届出は必要ありません。本学専用の駐輪場・駐車場はありませんので、公共駐輪場または有料駐車場を各自で利用してください。福島駅前キャンパス事務室で

周辺の駐輪・駐車に関する情報を提供しています。(本学周辺の店舗駐車場や路上等への無断駐車・駐輪は禁止です。)
※詳細は「自転車通学規程」を確認してください。

【宮代キャンパス】
自転車・バイクで通学する場合、特に届出は必要ありません。サイクルハウスに駐輪してください。
※詳細は「自転車通学規程」を確認してください。
自動車で通学する場合、以下の流れで手続きをし、許可を得ることが必要です。(本学周辺の店舗駐車場や路上等への無断駐車は禁止です。)

①毎年 4 月から先着順で受付けます。まずは、学生課にて必要用紙を受け取ってください。

②「自家用自動車通学願」と任意保険証のコピー、駐車料金分の証紙を提出してください。
証紙は教務課前の券売機で購入してください。

	東第 2 駐車場		南第 1 駐車場	
	通年	半期	通年	半期
駐車場	20,000 円	10,000 円	15,000 円	7,500 円

原則として、下記金額以上で、運転者が適用となる任意保険に加入していることが必要です。

	対　人	対　物	人身傷害
金　額	無制限	300 万円	3,000 万円

③上記条件を確認し、駐車場に空きがある場合、学生課から駐車許可証を発行します。駐車許可証をダッシュボードの上に置き、指定された場所に駐車してください。
④駐車許可証を確認できない車が駐車している場合、無断駐車とみなし、厳重注意処分や車輪ロックの措置をとることがあります。
⑤学内駐車場内で発生した事故等については、本学は一切の責任を負いませんので、当事者同士で対処してください。
※詳細は「宮代キャンパス自家用自動車通学規程」を確認してください。

(9) 課外活動
【学友会】
学友会は、福島学院大学の教育方針に則り、学生の自主的活動により教養を高め、相互の親睦を深め、学生生活の充実向上を図ることを目的としています。在学生全てが学友会の会員であり、全学的な学友会は学生部長、学科学友会は学生主任が顧問となります。予算は会員からの会費と家族会からの活動補助によって賄われ、全学の学友会と各学科の学友会組織に所定の方法で分配され、年間の活動経費として執行されています。

①学友会役員

学友会会則では、次の通り役員を置くことを定めています。役員と会計監査は、会員の選挙により選出されます。選挙は選挙管理委員の管理のもと、例年 11 月に行われ、任期は 12 月 1 日から次回改選までとなります。

会　長：学友会を代表し、会務を総理します。
副会長：会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行します。
書　記：庶務を担当します。
会　計：会計事務を担当します。
文　化：部長・副部長は学科の委員長・委員と連携し、文化的活動の企画・運営、文化系クラブの充実・向上にあたります。
運　動：部長・副部長は学科の委員長・委員と連携し、運動的活動の企画・運営、運動系クラブの充実・向上にあたります。
広　報：部長・副部長は学科の委員長・委員と連携し、広報活動および卒業アルバム作成を担当します。
厚生美化：部長・副部長は学科の委員長・委員と連携し、学内の厚生美化を担当します。

②学科役員

学友会会則では、学科学友会に次の通り役員を置くことを定めています。

幹事長、副幹事長、学科書記、学科会計、文化委員長、運動委員長、広報委員長、厚生美化委員長

③クラス委員

学友会会則では、各クラス（学科学年ごと）に次の通り委員を置くことを定めています。

クラス委員長、書記、会計、文化委員、運動委員、広報委員、厚生美化委員

④会計監査

学友会または学科学友会の会計を監査し報告します。

⑤選挙管理委員

学友会役員、会計監査、または学科学友会役員、学科会計監査の選挙を管理します。

※詳細は「学友会会則」を確認してください。

【クラブ活動】

クラブ活動は、同好の学生の集まりですが、学生団体の積極的な活動を応援するため、学外活動補助で金銭的支援も行っています。4 月に学友会主催のクラブ勧誘会が実施されますが、以降も随時加入を受付けています。また、新しく学生団体を組織し活動しようとする場合は、団体規約・3 名以上の会員名簿・本学の専任教職員を顧問とする書類の提出が必要です。学生課または福島駅前キャンパス事務室にお問合せください。

※詳細は「クラブに関する細則」を確認してください。

【アルバイト】

アルバイトを行う場合は学業の妨げにならないように充分注意し、以下及び「アルバイト規程」に従い、「アルバイト届」を提出した上で行ってください。

※本学では次のような職種・時間帯のアルバイトは禁止しています。違反した場合、学則に従い処分される場合があります。
①危険を伴うもの：高所・水中等で行う作業、その他危険物を扱う業務等
②人体に有害なもの：農薬・劇薬等の有害薬物の取扱、高（低）温度中の作業等
③法令に違反するもの：営利職業斡旋業者への仲介斡旋、マルチ商法、ネズミ講等商法に関するもの、その他法令に違反するもの
④人命に関わるもの：無資格の水泳指導員、その他命に関わることが予想される業務
⑤教育的に好ましくないもの：風俗営業等
⑥本学が好ましくないと判断したもの
⑦通算週２０時間を超える業務（ただし、学生休業中はその限りではない。）
⑧午後１０時以降の深夜業務
※詳細は「アルバイト規程」を確認してください。